

## 国立歴史民俗博物館研究部会議規程

〔平成16年5月25日〕  
〔歴博規第7号〕  
最近改正 平成19年4月1日

(設置)

第1条 国立歴史民俗博物館研究部に、研究部会議（以下「会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 会議は、研究部内の連絡・調整のほか、研究総主幹が附議する事項について審議する。

(構成)

第3条 会議は、研究部所属の専任研究教育職員で構成する。

(会議)

第4条 会議は、研究総主幹が招集し、議長となる。

2 会議は、原則として毎月1回開催する。

3 研究総主幹は、前項の規定にかかわらず、必要がある場合には、臨時に会議を招集することができる。

(議事)

第5条 会議は、構成員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決をすることができない。

2 会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 会議には、研究総主幹が必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させ、報告を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、管理部総務課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、会議について必要な事項は会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。